

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）</p> <p>第三十条 特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号に掲げる業務を行う場合においては、同号の銀行その他金融業を行う者の代理又は媒介は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の規定にかかわらず、金融機関等の業務の代理又は媒介（金融業務に限る。）とする。</p> <p>2 前項の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>二 沖縄振興開発金融公庫</p> <p>三 銀行</p> <p>四 信用金庫及び信用金庫連合会</p> <p>五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）</p> <p>第三十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

-
- 一号の事業を行う協同組合連合会
 - 六 労働金庫及び労働金庫連合会
 - 七 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - 八 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
 - 九 農林中央金庫
 - 十 特定承継会社
 - 十一 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）
 - 十二 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 十三 独立行政法人福祉医療機構
 - 十四 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 十五 独立行政法人農業者年金基金
 - 十六 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 十七 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 十八 農水産業協同組合貯金保険機構
 - 十九 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会
-

二十 農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）

二十一 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。）

二十二 信託会社及び信託業務を営む金融機関

二十三 一般社団法人ジェイエイバンク支援協会（平成十四年一月十六日に社団法人ジェイエイバンク支援協会という名称で設立された法人をいう。）

二十四 前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者

3 第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

一 前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあつては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理

イ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法

3 第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

一 「同上」

-
- 律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項
 - ロ 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項
 - ハ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第一項
 - ニ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第四項
 - ホ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項
 - ヘ 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第一項
 - ト 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項
 - チ 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第一項
 - リ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項
 - 又 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第一項
 - ル 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十五条第一項
 - 二 次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介
 - イ 前項第三号から第六号まで、第九号、第十号又は第二十四号に掲げる者の業務又は事業（次に掲げる業務又は事業を除
-

- 二 次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介
- イ 「同上」

く。

- (1) 銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務
 - (2) 長期信用銀行法第六条第三項第五号の二に掲げる業務
 - (3) 信用金庫法第五十三条第三項第七号の二及び第五十四条第四項第七号の二に掲げる業務
 - (4) 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第三号に掲げる事業
 - (5) 農林中央金庫法第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務
- ロ 前項第七号に掲げる者の業務又は事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（同法第十条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）
- ハ 前項第八号に掲げる者の業務（水産業協同組合法第十一条の五第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）
- 三 前項第十一号に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介
- 四 前項第二十二号に掲げる者の次に掲げる業務（銀行法第十一条第二号に規定する業務に係る業務に該当するものを除く。）

(1) (3) 「同上」

- (4) 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業
- (5) 「同上」

ロ・ハ 「同上」

三・四 「同上」

の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結

4 特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務を行う場合においては、同号の外国銀行の業務の代理又は媒介は、銀行法施行規則第十三条の二の規定にかかわらず、同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行の同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介（外国において行うものに限る。）とする。

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承

4 「同上」

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条 「同上」

継会社に係る事項について準用する。

第十七条の二第四項第一号	銀行法第十六条の二第一項第十一号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第五項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第六項	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第七項	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める要件
第十七条の二第八項	銀行法第十六条の二第一項第十四号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第九項	銀行法施行規則第十七条の二第五項の規定を準用する場合
第十七条の二第十項	銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合
第十七条の二第十一項	銀行法施行規則第十七条の二第八項の規定を準用する場合
第十七条の二第十二項	銀行法施行規則第十七条の二第五項、第六項及び第八項から第十一項までの規定を準用する場合

第十七条の二第四項第二号及び第四号（ハを除く。）並びに第五項	銀行法第十六条の二第一項第十一号に規定する主務省令で定めるもの
第十七条の二第六項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第七項	銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する主務省令で定める会社
第十七条の二第八項	銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する主務省令で定める要件
第十七条の二第九項	銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合
第十七条の二第十項	銀行法施行規則第十七条の二第七項の規定を準用する場合
第十七条の二第十一項	銀行法施行規則第十七条の二第六項、第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合

[略]	第十七条の二第十 三項	銀行法施行規則第十七条の二第六項及び 第十項の規定を準用する場合
	第十七条の二第十 四項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規 定する主務省令で定めるもの
[略]	第十七条の二第十 五項（第一号ロ、 ハ及びニを除く）	銀行法第十六条の二第一項第十六号に規 定する主務省令で定めるもの
	第十七条の二第十 六項	銀行法施行規則第十七条の二第六項第九 号、第七項、第九項、第十項、第十一項 、第十二項、第十三項及び第十五項第二 号ロの規定を準用する場合
[略]	第十七条の三第六 項	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三 十五号及び第三十六号の規定を準用する 場合
	「項を削る。」	
	「項を削る。」	

[同上]	第十七条の二第十二 項	銀行法施行規則第十七条の二第七項及び 第十項の規定を準用する場合
	第十七条の二第十三 項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規 定する主務省令で定めるもの
[同上]	第十七条の二第十四 項（第六号を除く。）	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規 定する主務省令で定めるもの
	第十七条の二第十五 項	銀行法施行規則第十七条の二第八項、第 九項、第十項、第十一項及び第十二項の 規定を準用する場合
[同上]	第十七条の三第六項	銀行法第十六条の二第二項第六号ハに規 定する主務省令で定めるもの
	第十七条の三第八項	銀行法第十六条の二第二項第八号ニに規 定する主務省令で定めるもの
[同上]	第十七条の三第九項	銀行法施行規則第十七条の三第六項及び 第八項の規定を準用する場合におけるこ れらの規定に規定する者が保有する議決 権

	第十七条の四第三項	銀行法第十六条の二第五項に規定する主務省令で定める事由
	第十七条の四第四項	銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由
	第十七条の四第五項	銀行法第十六条の二第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由
	第十七条の四の二	銀行法第十六条の二第四項に規定する主務省令で定めるもの
	第十七条の五（第一項第二号ハ及びニ、第四項、第五項及び第十項を除く。）	子会社対象銀行等を子会社とすることに ついで の認可の申請等
〔略〕	第十七条の七の三 第一項から第三項 まで	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社
	第十七条の七の三 第四項	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社
	第十七条の七の三 第五項	銀行法施行規則第十七条の七の三第二項、 第三項及び第四項の規定を準用する場合
〔略〕		

	第十七条の四第三項	銀行法第十六条の二第八項に規定する主務省令で定める事由
	〔項を加える。〕	
	第十七条の四の二	銀行法第十六条の二第七項に規定する主務省令で定めるもの
	第十七条の五（第一項第二号ハ及びニ並びに第三項を除く。）	子会社対象銀行等を子会社とすることに ついで の認可の申請等
〔同上〕	第十七条の七の三 第一項及び第二項	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社
	第十七条の七の三 第三項	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社
	第十七条の七の三 第四項	銀行法施行規則第十七条の七の三第二項 及び第三項の規定を準用する場合
〔同上〕		

<p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第四号及び第五号、第七項第三号及び第四号並びに第八項第四号を除く。）</p>	<p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第一項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替える</p>	

<p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号及び第四号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p>	<p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>2 「同上」</p>	

ほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十七条の二 第十二項</p>	<p>百分の五を</p>	<p>事業者等</p>	<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
			<p>読み替える字句</p>	<p>事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）</p>
<p>第十七条の二 第十四項</p>	<p>百分の十を</p>	<p>事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>

<p>第十七条の二 第十一項</p>	<p>百分の五を</p>	<p>百分の十を</p>	<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
			<p>読み替える字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>

る業務を専ら営む
会社とする。

一 次条第二項第
十二号に掲げる
業務

二 他の事業者等
の経営に関する
相談の実施、当
該事業者等の業
務に関連する事
業者等又は顧客
の紹介その他の
必要な情報の提
供及び助言（前
号に掲げる業務
による資金の供
給を受け、又は
受けることが見
込まれる株式会
社に係るものに
限る。）

る業務を専ら営む
会社とする。

一 次条第二項第
十二号に掲げる
業務

二 他の事業者等
の経営に関する
相談の実施、当
該事業者等の業
務に関連する事
業者等又は顧客
の紹介その他の
必要な情報の提
供及び助言（前
号に掲げる業務
による資金の供
給を受け、又は
受けることが見
込まれる株式会
社に係るものに
限る。）

14
の2 再編強化法
附則第三十三第一

項の規定により適用する銀行法第十六条の二第一項第十五号に規定する主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百十三号。以下この項において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第

四十四條第一項、
第四十五條第一項
又は第四十五條の
二第一項に規定す
る子会社、関連会
社又は関係子会社
をいう。）とする
。

一 専ら情報通信
技術を活用した
当該特定承継会
社の営む銀行法
第二条第二項に
規定する銀行業
の高度化若しく
は当該特定承継
会社の利用者の
利便の向上に資
する業務又はこ
れに資すると見
込まれる業務（
次号に掲げる業
務に該当するも

のを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該特定承継会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該特定承継会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の

適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第十八号）第二十八条第三号に規定する労働者派遣事業（他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託その他の当該特定承継会社の営む業務に関連して行うもので

あつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該特定承継会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者

等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該特定承継会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るもの

のに限る。)を
行う業務(第一
号に掲げる業務
に該当するもの
を除く。)

五 他の事業者等
の業務に関する
広告、宣伝、調
査、情報の分析
又は情報の提供
を行う業務

六 他の事業者等
の現金自動支払
機等の保守、点
検その他の管理
を行う業務

七 成年後見制度
に係る相談の実
施、成年後見人
等(成年後見制
度の利用の促進
に関する法律(平
成二十八年法

律第二十九号)
第二条第一項に
規定する成年後
見人等をいう。
以下この号にお
いて同じ。)の
事務の支援その
他成年後見人等
の事務を行う業
務

八 前各号に掲げ
る業務に関し必
要となる業務で
あつて、子会社
対象会社(銀行
法第十六条の二
第一項に規定す
る子会社対象会
社をいい、同項
第十二号から第
十五号までに掲
げる会社を除く
。)が営むこと

	第十七条の二 第十五項第一 号イ	第十七条の二 第十五項第二 号ロ	第十七条の三 第二項第十五 号
	銀行	当該持株会社が保 険会社等を子会社とし ていない場合にあつ ては同項第二十四号 から第三十四号まで に掲げる業務を、当 該持株会社	経営相談等業務
九 前各号に掲げる 業務に附帯する業 務 ができるもの	信託兼営銀行	当該持株会社	他の事業者等の経営 に関する相談の実施 、当該事業者等の業 務に関連する事業者 等又は顧客の紹介そ の他の必要な情報の 提供及び助言並びに これらに関連する事
「項を加える」	「項を加える」	「項を加える」	「項を加える」

第三十五条第 [略]	第二十二條第 一項第十一号	[略]	第十七條の七 の三第三項	百分の五	百分の十	[略]	第十七條の五 第一項	いい、同条第一項第 十五号に掲げる会社 (第十七條の四の三 第一項に規定する会 社を除く。以下この 条及び次条、第五章 並びに第三十五条第 一項において「他業 銀行業高度化等会社 」という。)を除く	金融庁長官	農林水産大臣及び金 融庁長官等	務の受託

第三十五条第 [同上]	第二十二條第 一項第十一号	[同上]	第十七條の七 の三第二項及 び第三項	百分の五	百分の十	[同上]	第十七條の五 第一項	いい、同条第一項第 十二号の三に掲げる 会社(以下この章及 び第五章並びに第三 十五条第一項におい て「銀行業高度化等 会社」という。)を 除く	金融庁長官	農林水産大臣及び金 融庁長官等	議決権

<p>一項第十五号</p>	<p>こととなつた特殊関係者が法第十六条の二第四項の規定による認可を受けて銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。）</p>	<p>第三十五条第一項第十七号</p>	<p>及び</p>	<p>〔略〕</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）</p> <p>第三十六条 法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>読み替える命</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>		

<p>一項第十二号</p>	<p>社を除く。）の議決権</p>	<p>〔項を加える〕</p>	<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）</p> <p>第三十六条 〔同上〕</p>
<p>読み替える命</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	

令の規定	〔略〕	〔項を削る。〕	〔略〕	〔項を削る。〕	漁業協同組合等の信用事業等に関する命
					次に掲げる業務
					次に掲げる業務及び特定承継会社（再編強化法附則第二十六

令の規定	〔同上〕	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十三条第二項第一号及び第三十四条第五項第一号	〔同上〕	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十五条の四第二項第一号	漁業協同組合等の信用事業等に関する命
		次に掲げる者		次に掲げる者	次に掲げる業務
		次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）		次に掲げる者並びに特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）及びその子会社（銀行に限る。）	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔略〕	〔項を削る。〕	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第四項第一号の二	令第二十六条第三項第一号の二	次に掲げる業務	条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）の業務
					次に掲げる業務及び特定承継会社の業務	
	〔同上〕	〔項を加える〕	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第五項第一号	令第二十六条第三項第一号の二及び第四項第一号の二	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）